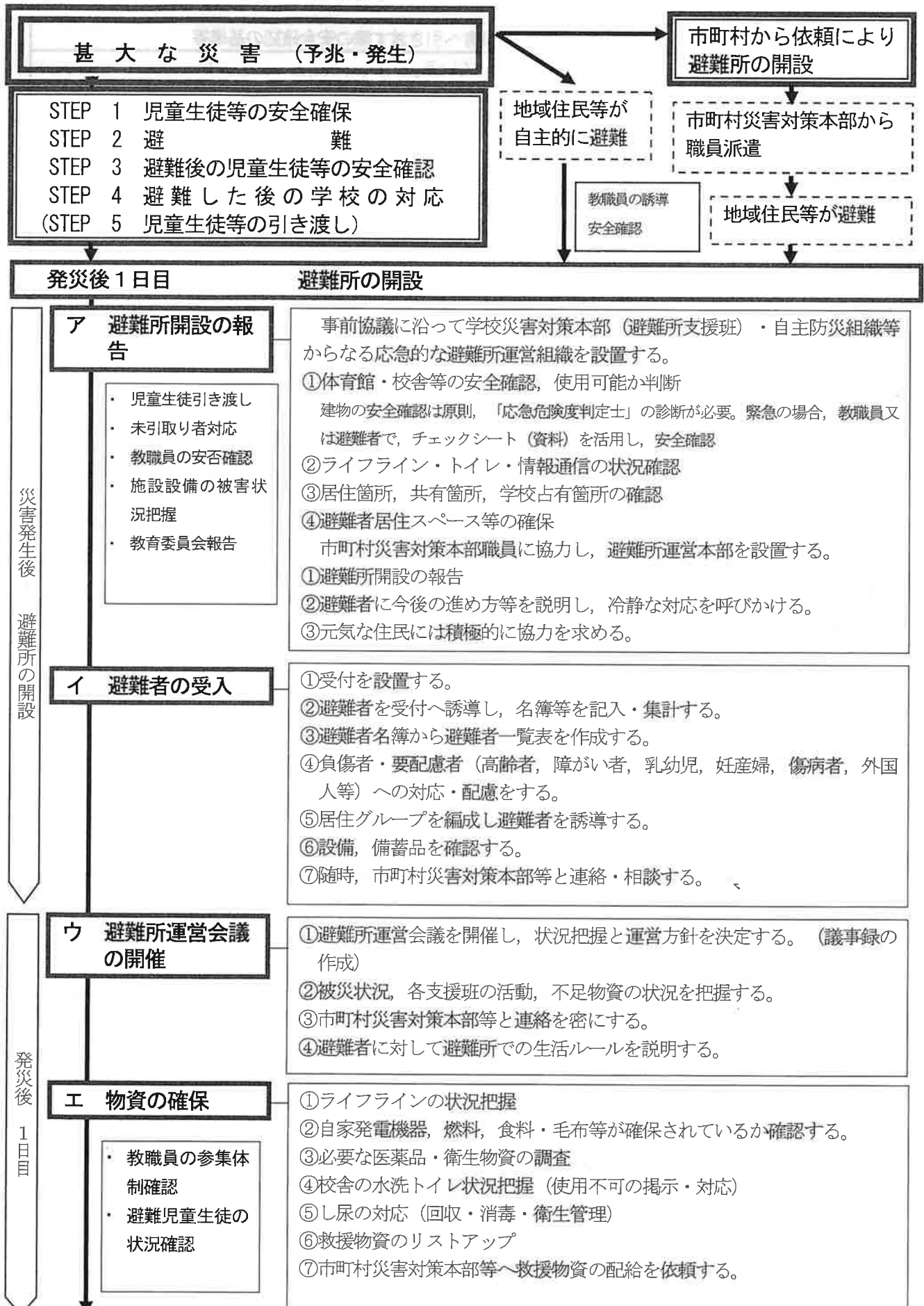


# 令和6年度 避難所開設・運営マニュアル



発災後 1日目

**オ 物資の受入・配給**

- ① 救援物資の保管・配布場所を確認（受入準備）する。
- ② 救援物資の到着時には、受取りを避難者の協力者で行う。
- ③ 食料・物資の仕分け・分配（事前のルールに従って実施）
- ④ 負傷者・要配慮者への配慮

**カ 情報の収集と提供・避難所の警備**

- ① 市町村対策本部等と被害状況、安否確認、救援物資等について情報収集と提供を行う。
- ② 運営本部から避難者に情報提供する。
- ③ 避難所内・周辺地域の防犯巡視（必要に応じて）
- ④ 避難所の治安維持（子供・女性・高齢者への配慮）

**発災後 2～3日目 運営体制の整備**

発災後 2～3日目

**キ 避難所運営の支援**

- ・ 避難所内の児童生徒等の心のケア
- ・ 避難者への対応（避難者の入退所の把握）
- ・ 避難所運営組織の拡大（居住者に各活動班へ協力依頼）
- ・ 避難所運営会議の開催（①～⑤は議題例）
  - ① 避難所生活ルールと衛生・治安・防犯対策について
    - ※ 避難者の各居住班から会議に参加
  - ② 施設の安全確保等について（危険箇所への対応、施設利用スペースの確保）
  - ③ 居住スペースの見通し、ゴミ等衛生面の注意喚起について
  - ④ 安否・支援サービス等の情報について（掲示板の設置）
  - ⑤ 市町村災害対策本部等からの指示について

**ク ボランティア対応**

- ① 必要な作業内容を把握・整理する。（ボランティアセンターに要請）
- ② 受付を設置し、ボランティアの希望・技能を考慮して配置する。
- ③ ボランティア名簿を作成し、参集・退去等を管理する。
- ④ 資材置き場、休憩場所等を設置する。
- ⑤ 進捗状況からボランティアセンターと派遣人数を協議する。

**発災後 4～7日目 本格的な避難所運営組織へ移行**

発災後 4～7日目

**ケ 運営主体を避難所運営本部へ移行**

- ・ 教職員、市町村職員主導による応急的な避難所運営組織から、市町村職員・避難者自治組織を中心とした「避難所運営本部」による運営に移行する。
- ・ 教職員は、各支援班の業務を各活動班に引継ぎ、サポート役として段階的に人員縮小する。（学校再開班に配置）
- ・ 避難所運営会議は、避難者を中心とした構成に移行する。
- ・ 避難所運営本部を通して今後の学校再開に協力を求める。
- ・ 避難所の整理統合の状況に応じて支援体制を検討する。

**エ 応急教育 I の実施**

- ・ 児童生徒の被害調査

**安定期～撤収期 速やかに教育活動の再開に向けて準備活動を行う**

ア 応急的な避難所運営体制の検討

(7) 応急的な避難所運営本部

役職	氏名	所属	備考
本部長 (1名)	校長	橘小学校	校長が学校災害対策本部長と兼務
副本部長 (校内1名)	教頭	橘小学校	校長が本部長であれば教頭等
副本部長 (地域代表 1名)	会長	自主防災会	自主防災会代表等
委員	各活動(支援)班長 ○○ ○○ 各自治会代表 ○○ ○○	各自治会	総務班は事務局を兼ねる

※応急的な避難所運営組織を置く期限は、応急的な避難所運営本部は物資配給体制が整備できた時点とする。

(イ) 避難所運営支援のための班編成・役割分担

(発災後初期段階において、避難所の運営を阿南市と地域自主防災組織へ移行するまでの役割)

班名	担当者名	役割
総務班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営本部会議の事務局</li> <li>避難所記録</li> <li>地域との連携</li> <li>その他</li> </ul>
避難者管理班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>名簿管理</li> <li>問い合わせへの対応</li> <li>取材への対応</li> <li>郵便物・宅配物の取り次ぎ</li> </ul>
情報班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所外情報収集</li> <li>避難所外向け情報発信</li> <li>避難所内向け情報発信</li> </ul>
食料・物資班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料・物資の調達・受入・管理・配給</li> <li>炊き出し</li> </ul>
施設管理班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所対応</li> <li>防火防犯警備</li> </ul>
保健・衛生班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理, ゴミ, 風呂, トイレ, 掃除, ペット</li> <li>医療・介護活動</li> <li>生活用水の管理</li> </ul>
要配慮者支援班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の支援</li> <li>要配慮者名簿の作成</li> <li>要配慮者用相談窓口の設置等</li> <li>女性・子どもの安全の確保</li> </ul>
ボランティア班	班長 副班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受入・管理</li> </ul>

イ 学校施設の使用法

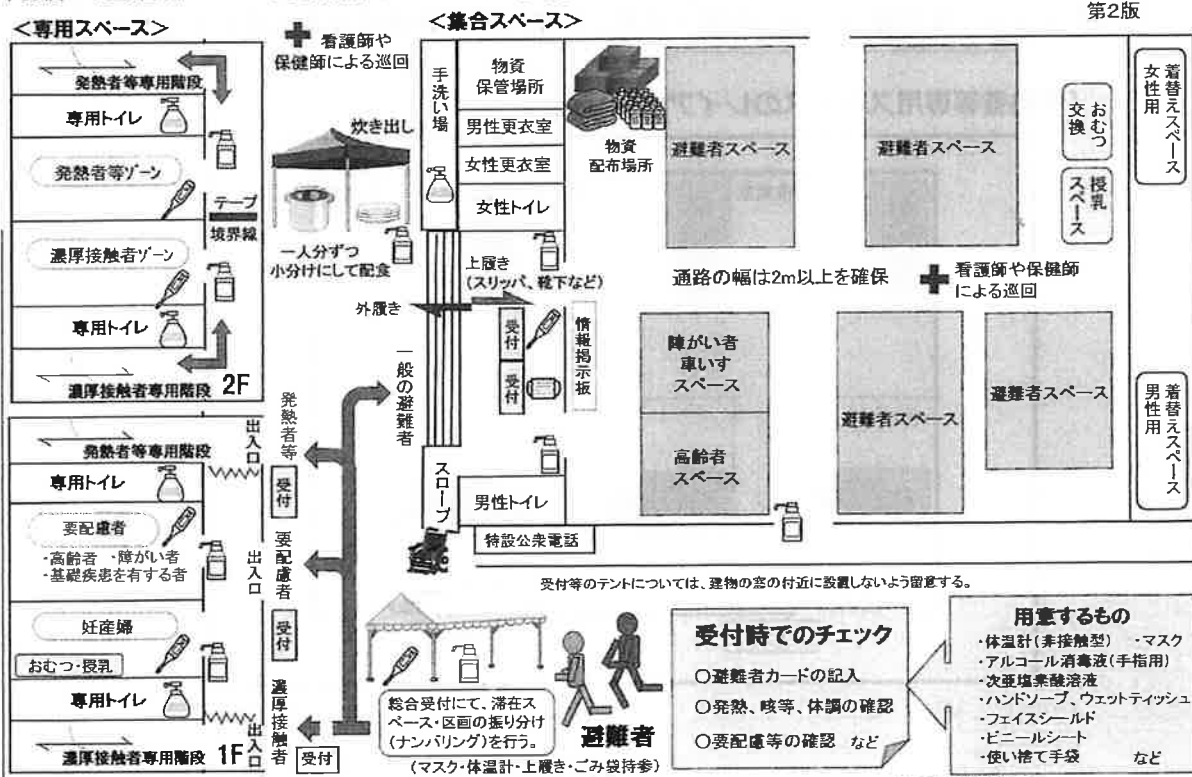
学校が避難所となった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域

収容場所	人数	立入禁止場所	理由
体育館	150人	校長室	災害対策本部設置
さくら学級 (1階)	3人 (病人用)	職員室	代替 (災害対策本部)
わかば学級 (1階)	3人 (病人用)	理科室	炊き出しに使用
1年教室 (1階)	10人	家庭科室	炊き出し・物資の管理
2年教室 (1階)	10人	2階以上の教室	応急教育のため
音楽室 (3階)	20人	スタジオ	応急教育のため
図書ホール (1階)	20人	コンピュータ室	各種機材あり
運動場・第2運動場	3,893人 (校舎を含む全体)	保健室	救護室 薬品等等

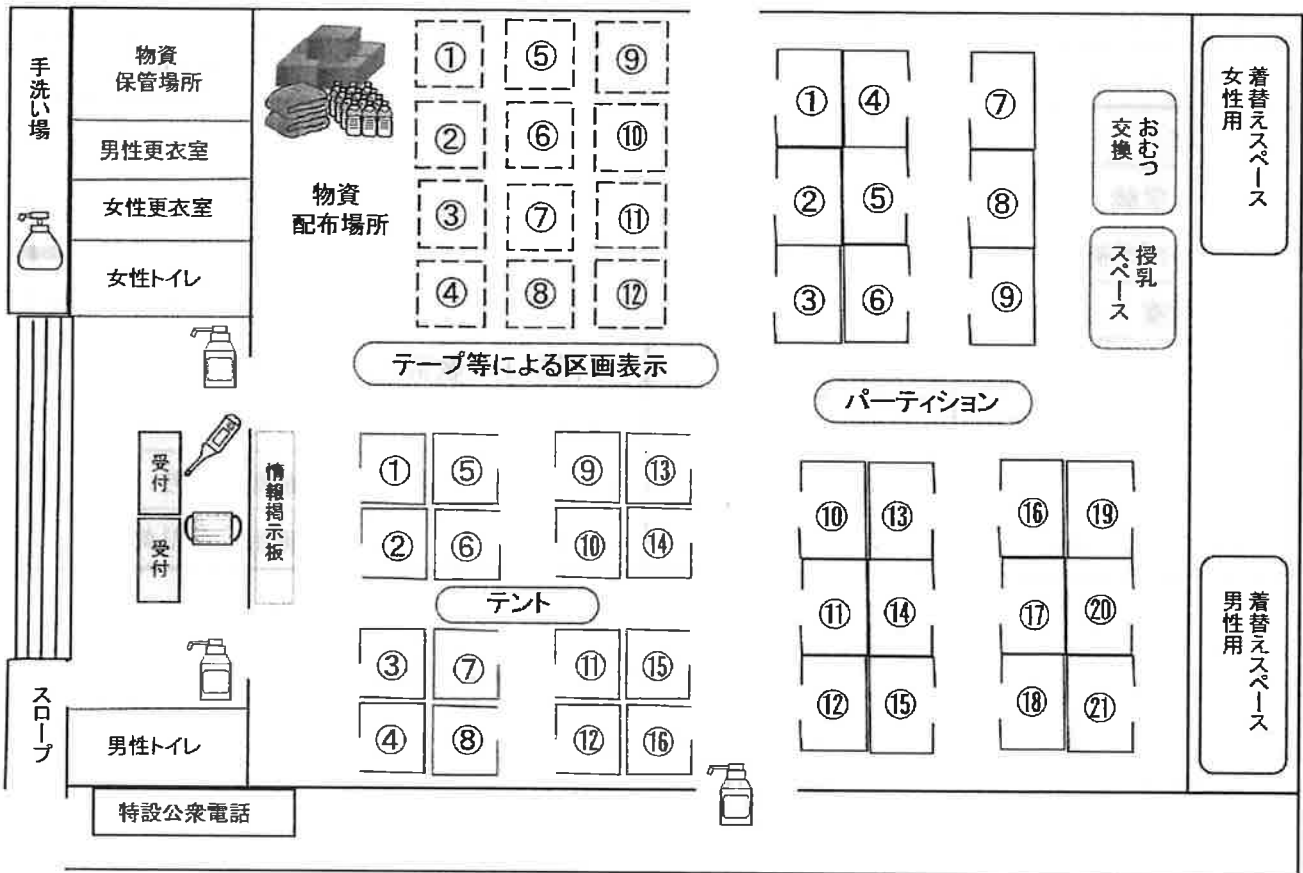
<新型コロナウイルス感染症対策例>

事前受付	体育館の正面出入口前、体育館に接続する廊下等
個別受付	体育館の入口
一般避難者スペース	体育館のメインアリーナ
要配慮者スペース	校舎の和室 (畳) 等
発熱者等専用スペース	校舎の特別教室等
濃厚接触者用スペース	校舎の特別教室等

体育館が避難所になった場合の配置図 (事前受付の場所、発熱者等ゾーン、濃厚接触者ゾーン、)



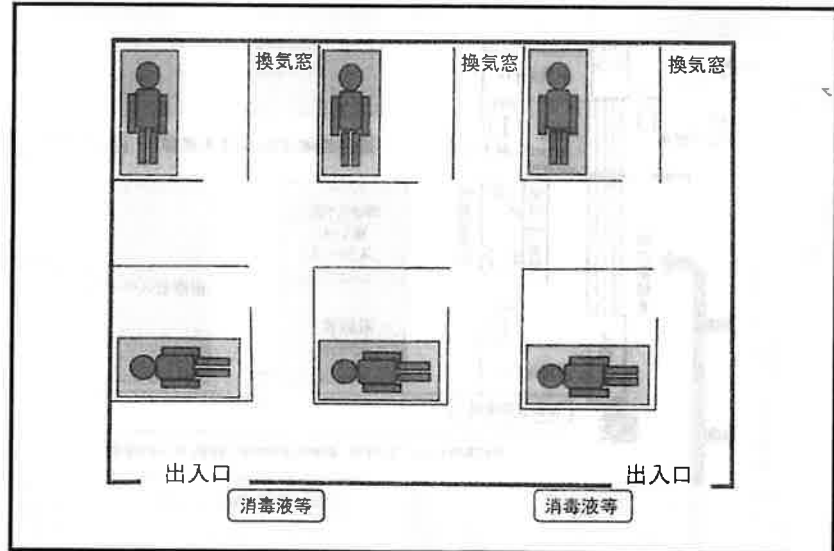
体育館のレイアウト例



<発熱者等専用スペース内のレイアウト>

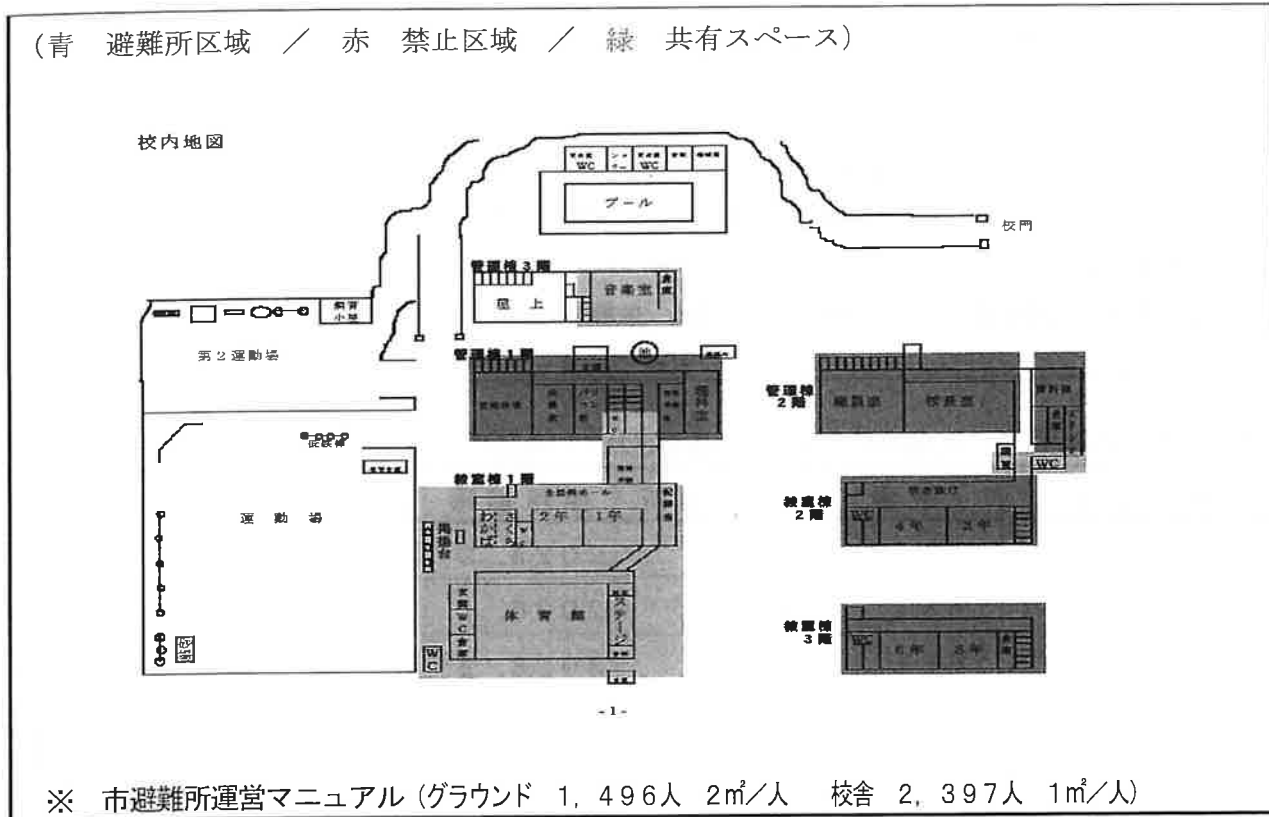
- ・パーティションを使用して、可能な限り各々の滞在スペースを個室化する。
- ・パーティションを部屋の対角に配置する等、可能な限り避難者相互の距離を確保する。

【発熱者等専用スペースのレイアウト (例)】



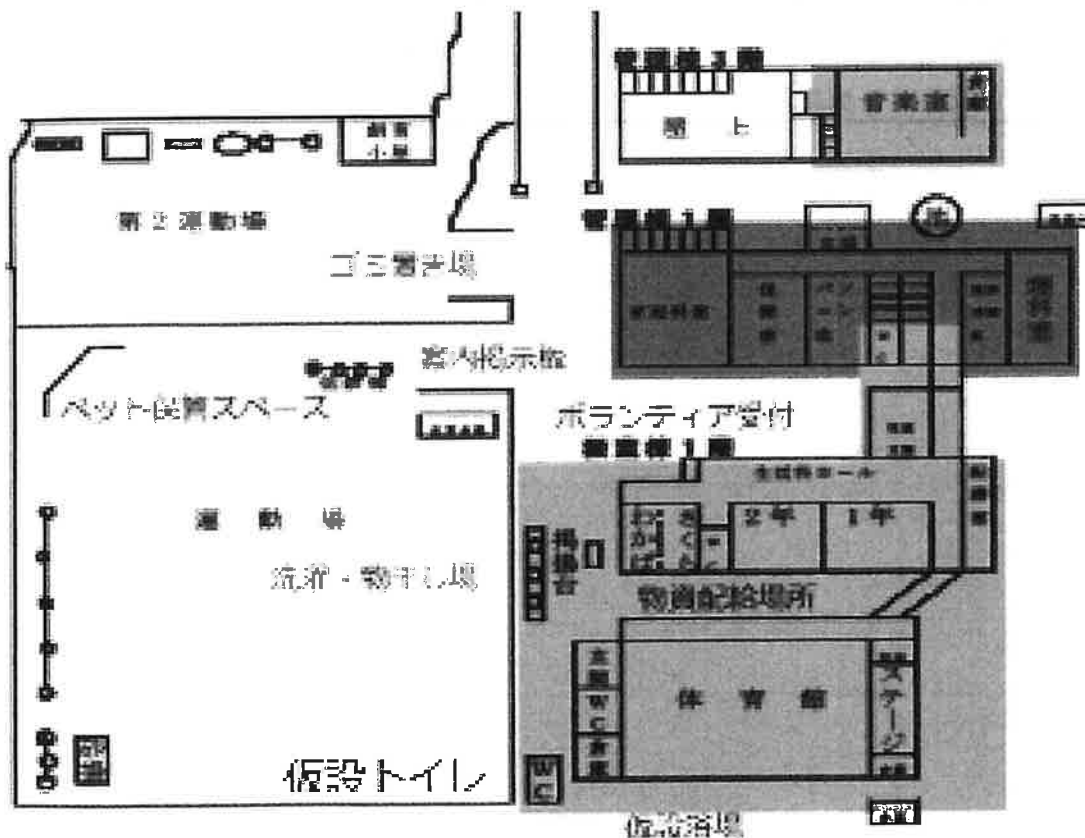
校舎での学校占有場所・共有スペース等の確保

(青 避難所区域 / 赤 禁止区域 / 緑 共有スペース)



学校敷地での共有スペース等

(グラウンドの駐車スペースや仮設トイレの設置場所等の配置図)



ウ 学校が避難所となった場合の、管理責任者（阿南市）の連絡先及び取り決めた内容（鍵の管理等）

<p><b>平日の場合</b></p> <p>＜連絡体制＞ 連絡先・・・阿南市危機管理部 危機管理課                  電話 0884-22-9191                  FAX 0884-28-9884</p> <p>方法等・・・災害対策本部等の設置を行い、阿南市内の避難所を統括する。                  橋の避難所は、本部との連絡を随時行い、情報を共有する。</p>
<p><b>休日・夜間の場合</b></p> <p>＜連絡体制＞ 連絡先・・・阿南市危機管理部 危機管理課                  電話 090-7625-8358</p>

エ 学校が避難所となった場合に、使用する備蓄されている品名

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
水	1.5L×48本	家庭科室	2023. 2	教頭	2024. 4. 17
食料(クラッカー)	168缶	家庭科室	2026. 2	教頭	2024. 4. 17
食料(クラッカー)	168缶	家庭科室	2028. 2	教頭	2024. 4. 17
食料(わかめごはん)	200食	家庭科室	2025. 6	教頭	2024. 4. 17
食料(わかめごはん)	250食	家庭科室	2028. 5	教頭	2024. 4. 17
食料(白飯)	100食	家庭科室	2028. 5	教頭	2024. 4. 17
寝具類(毛布)	16枚	保健室・体育館			
簡易トイレ	10個	防災倉庫		阿南市	
<p>＜その他＞ 発電機1台 発電機用エンジンオイル1缶 投光器2個 投光器用スタンド2台                  コードリール2個 トランシーバー3個 ブルーシート30枚 飲料用ポリタンク10個                  災害用簡易トイレ2個 簡易トイレ用ビニール袋3箱 ウォーターバルーン1セット</p>					

⑭ 学校教育活動の再開に向けての計画

ア 学校教育活動の再開に向けて目標日数を設定、及び確認事項・作業内容・協議事項

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援
↓		
被災後3日程度	学校再開準備 班の設置	○阿南市・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織の移行 ○学校再開班の始動
↓		○児童及びその家族の安否確認 ○児童の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
↓		
被災後7日程度	応急教育Ⅰ の実施	○青空教室・心のケア等を実施し、児童の心身の健康状態の回復・維持 ○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（児童・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保
↓		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     仮登校日の実施                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校可能な児童の人数確認</li> <li>・児童の心理面の状況把握</li> <li>・勤務可能な教職員の人数確認</li> <li>・児童の学習に必要な教科書・学用品の確認</li> </ul>
↓		<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急教育Ⅱの計画の作成 ○児童の心のケアの体制整備</li> <li>○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施</li> <li>○授業再開の日程協議（児童・保護者への連絡）</li> <li>○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設</li> <li>○授業形態の工夫（二部授業等）</li> <li>○不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応</li> <li>○可能な範囲の教科書等の確保 ○臨時的な学校給食の再開</li> <li>○児童の心のケア対策の支援体制</li> <li>○避難所（避難者）の理解</li> </ul>
↓		
被災後14日程度	応急教育Ⅱ の実施	○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害・登校できる児童数などの実情を踏まえた適切な応急教育Ⅱの実施
↓		○教科書等の確保 ○学校給食の再開 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、児童の学力補充 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災児童への就学援助等
↓		
被災後30日程度	平常時の学校教育活動の再開	



イ 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するための場所・内容・形態

(ア) 応急教育Ⅰ

- 場所：校庭，理科室等特別教室
- 内容：ゲーム，遊び，運動，お話等
- 形態：避難所運営が阿南市，地域自主防災組織，避難者自治組織主体の運営となったら，参加できる児童を対象に，学年，組に関係なく実施する。

(イ) 応急教育Ⅱ

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1予定場所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・児童の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。  形態：平常のクラスにて，45分の通常授業を実施する。
第2予定場所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・児童の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。  形態：クラスの再編制にて，午前・午後の二部授業を実施する。
第3予定場所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・児童の5～7割以上が登校	場所：阿南第二中学校に間借り 連絡先：電話番号0884-26-0203，1778 形態：クラスの再編制にて，午前：下学年・午後：上学年の二部授業を実施する。  場所：仮設テント（運動場内） 形態：クラスの再編制（現在検討中）

ウ 学校教育活動の再開のために，必要な物資を揃えるための連絡先

物資名	連絡先	電話番号
教科書	阿南市教育委員会学校教育課	0884-22-3390
学用品	阿南市教育委員会学校教育課	0884-22-3390
給食	阿南市教育委員会学校給食課	0884-22-0362

緊急連絡先（医療機関）

医療機関	電話番号	備考
阿南医療センター	0884-28-7777	総合病院（救急）
徳島日赤病院	0885-32-2555	総合病院（救急）
是松医院（内科）	0884-27-0316	学校医・津乃峰町
吉岡医院（歯科）	0884-27-3373	学校医・橘町
岡本病院（眼科）	0884-27-0311	学校医・津乃峰町
殿谷医院（整形外科）	0884-27-3334	津乃峰町